

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳴沢村長 小林 茂澄

市町村名 (市町村コード)	鳴沢村 (19429)
地域名 (地域内農業集落名)	的場地区 (大田和)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鳴沢村では気候や、都心から近い立地条件を活かし、キャベツやスイートコーン等の高原野菜を生産している。また、ブルーベリー等の果樹やビオラ等の花き栽培等、新たな作物の栽培により、農業振興を図ってきた。しかし、経営耕地面積は年々減少し、農業従事者の高齢化や兼業農家の増加等、担い手の不足が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、本地域の東南部に位置する畑作地帯で野菜を主とする生産地帯である。中山間地域総合整備事業を活用して農道整備、用水の安定供給、ほ場整備を実施している。今後は、大型機械導入による生産性の向上や効率的営農展開を図っていく。キャベツやスイートコーンの他、ほし芋用のさつまいも等の栽培を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手や認定農業者等の中核的な農家、農業生産法人への農地の利用集積を進め、規模拡大・集団転作、農業経営の効率化等により安定した農業経営基盤の確立を支援し、農業生産の基盤となる優良農地の保全に努め、農地の多面的役割としての治水・環境・景観も考えた農業の振興を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手や認定農業者等の中核的な農家、農業生産法人への農地の利用集積を進めるために、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間地域総合整備事業を活用して農道整備、用水の安定供給、ほ場整備を実施している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農の相談があった場合には、関係機関に紹介して農業技術・知識習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援、就農や経営向上のための必要な各種情報提供を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
魅力ある農業経営を目指すため、地域農業者や農業生産組織を中心とした農業機械利用の共同化等とともに農作業受委託対策を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--